

保育の必要性にかかる基準（保育が必要な理由）

保育の必要性の認定を受けるためには、児童の保護者等が次のいずれかに該当する必要があります。

	事 由	内 容	認定期間
1	就労	<u>月 6 4 時間以上</u> の就労を常態としている場合	最長で小学校就学前まで
2	妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間もない期間にある場合	<u>出産予定日の 8 週間前の日の月初めから、出産日から 8 週間経過する日の月末まで</u>
3	障がい	保護者が精神又は身体等に障がいを持っている場合	最長で小学校就学前まで
4	疾病又は負傷	保護者が疾病又は負傷している場合	療養の必要がなくなるまで
5	介護・看護	長期にわたり疾病の常態にある、又は精神もしくは身体等に障がいをする同居家族を介護する場合	看護・介護の必要がなくなるまで
6	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害復旧が終了するまで
7	求職活動	保護者等が求職活動中の場合（起業準備を含む）	<u>認定開始後 9 0 日後の月末まで</u>
8	就学	保護者が大学・職業訓練校等に在学（ <u>月 6 4 時間以上</u> の就学）している場合	卒業月の月末まで
9	その他	上記に類する状態にあると市長が認める場合	—

保育の必要性の認定に必要な書類

保育の必要性の認定を受けるためには、それぞれの事由に応じた証明書類等の提出が必要です。
詳しくは、幼児保育課へお問い合わせください。